

創業支援および空き店舗活用業務委託業務内容説明書

本業務内容説明書は、佐野市（以下「甲」という。）が発注する創業支援および空き店舗活用業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものです。

1 目的

創業希望者が創業に踏み出すきっかけとなる講座などを実施し、佐野市内での創業の促進を図り、空き店舗の活用や、まちなかの活性化につなげることを目的とします。

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

3 委託料

(1) 3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

(2) 委託料の支払は、原則として、事業完了後の精算払いとしますが、本業務の遂行上必要があると認められるときは、委託業務の遂行状況に応じて委託料の一部を支払うことができるものとします。

(3) 対象経費

区分	内容
1. 人件費	本事業に直接従事する従業員等の人件費
2. 謝金	講師、専門家等の謝金
3. 旅費	従業員、専門家等の旅費
4. 使用料及び賃借料	施設使用料、リース料等
5. 通信運搬費	送料等
6. 消耗品費	事務用品、コピー用紙代等
7. 委託費	甲が特に認めるもの
8. その他	伴走支援の遂行上必要となる経費で、甲が特に認めるもの
9. 一般管理費	1. ～ 8. の合計の10%以内
10. 消費税及び地方消費税	1. ～ 9. の合計の10%

(4) 対象とならない経費

- ① 備品購入費
- ② 設備費
 - ア 不動産の購入経費
 - イ 車両の購入経費
 - ウ 施設の設備の改修経費
- ③ 参加者に費用負担が生じるイベント等の開催経費（乙による支援を受けた者以外のものが参加する場合等を除く）
- ④ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- ⑤ その他、事業との関連が認められない経費

4 業務内容

甲との調整を踏まえ、次の項目を基本とした支援を行います。

- (1) 創業支援
 - ア 講座などの開催
 - イ 提案に基づく内容
- (2) 空き店舗活用
 - ア 提案に基づく内容
- (3) まちなか活性化
 - ア 提案に基づく内容
- (4) 創業者・創業希望者へのアドバイス及びサポート
- (5) まちづくり関係者へのアドバイス及びサポート
- (6) 活動のPR、情報発信
- (7) その他の本事業に付随する必要な業務
- (8) 本事業の業務成果に係る報告書作成

5 実績報告書等の提出

- (1) 本業務完了後、乙は「業務実績報告書」（様式任意）を作成し、令和8年3月13日（金）までに甲に提出してください。
- (2) 甲は、必要がある場合は、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができることとします。
- (3) 関係書類は5年間保存してください。また、甲の求めに応じ、乙は関係書類の提出を行うこととします。

6 その他

- (1) 本業務は、その全部を再委託することはできないものとします。
- (2) この業務内容説明書に定めのない事項及び疑義がある場合は、双方協議の上定めるものとします。
- (3) この業務内容説明書に定めのない事項であっても、甲が必要と認める軽微な事項については、乙は、契約金額の範囲内で実施するものとします。